2　支援内容及び支援形態	2　支援内容及び支援形態
⑴　積極的支援対象者が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とすること。	⑴　積極的支援対象者（実施基準第８条第２項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とすること。
⑵～⑺　（略）	⑵～⑺　（略）
⑻　初回の面接による支援（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査を受診した日に行う面接による支援及び特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援とを合わせたもの）は、第１の２の⑶に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第１の２の⑶中「動機付け支援対象者」とあるのは、「積極的支援対象者」とする。	⑻　初回の面接による支援は、第１の２の⑶に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第１の２の⑶中「動機付け支援対象者」とあるのは、「積極的支援対象者」とする。
⑼・⑽　（略）	⑼・⑽　（略）
⑾　支援Ａの方式は、次に掲げるものとすること。	⑾　支援Ａの方式は、次に掲げるものとすること。
ア　（略）	ア　（略）
イ　グループ支援Ａ（１グループはおおむね８人以下とする。）	イ　グループ支援Ａ（１グループは８人以下とする。）
ウ　（略）	ウ　（略）
エ　（略）	エ　（略）
⑿　（略）	⑿　（略）
⒀　支援Ｂの方法は、行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取組を維持するために励ましや賞賛を行うものとすること。	⒀　支援Ｂの方法は、初回の面接の際に作成した行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取組を維持するために励ましや賞賛を行うものとすること。
⒁～⒃　（略）	⒁～⒃　（略）
⒄　第２の１の⑵のイに掲げる者であって、既往歴の調査（実施基準第１条第１項第１号に規定する既往歴の調査をいう。）において喫煙習慣を有するものに対し、３月以上の適切な支援を行う場合には、禁煙に関する指導を行うこと。	（新設）
⒅　実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。	⒄　実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。
ア・イ　（略）	ア・イ　（略）
ウ　必要に応じて評価時期を設定して積極的支援対象者が自ら評価するとともに、３月以上の継続的な支援が終了した後（３月以上の継続的な支援を行わない場合においては、行動計画の策定の日から３月以上経過した後）に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について積極的支援対象者に提供すること。	ウ　必要に応じて行動計画の策定の日から６月を経過する前に評価時期を設定して積極的支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から６月以上経過した後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について積極的支援対象者に提供すること。
エ　（略）	エ　（略）
オ　実績評価は、第２の１の⑵に掲げるところにより行う支援の最終回とともに実施しても構わないこと。	オ　実績評価は、継続的な支援の最終回とともに実施しても構わないこと。

○厚生労働省告示第二百六十八号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年八月一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者の一部を改正する告示

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成二十年厚生労働省告示第十号）の一部を次のように改正する。